

第5章

維持・誘導する都市機能施設

5-1 維持・誘導する都市機能施設の考え方

維持・誘導する都市機能施設[※]は、将来、人口減少及び高齢化が進行しても、市民が日常生活を安心して、便利に過ごすために必要な施設とします。

維持・誘導する都市機能施設は、既存施設の立地状況及び3章で整理した集約型都市構造形成に関する基本方針を踏まえ、また、上位・関連計画との整合性を踏まえて設定します。

※「都市機能を維持・誘導する区域」に維持・誘導すべき施設

5-2 各拠点において維持・誘導する都市機能施設

都市拠点及び地域拠点の特性や役割からみて必要とされる機能を以下に設定します。

表 5.2.1 拠点ごとの必要機能

		都市拠点	地域拠点
設定方針		日常生活に必要不可欠な利便施設に加え、拠点のにぎわいを再生し、その効果を市域に波及させるような高次都市機能施設(日常生活に必要不可欠な施設に比して、より広域的な集客圏域を有する施設)の維持・誘導	生活環境を整え、人口の定着を促すような日常生活に必要不可欠な利便施設の維持・誘導
機能	行政	日常生活を営む上で必要となる行政窓口機能に加え、中枢的な行政機能	日常生活を営む上で必要となる行政窓口機能
	福祉	市民を対象とした介護・福祉に関する相談窓口や活動の拠点となる機能に加え、高齢者等が日常生活を送る上で必要な各種サービスを受けられることができる機能	高齢者等が日常生活を送る上で必要な各種サービスを受けられることができる機能
	子育て支援	日々の子育てに必要なサービス機能に加え、市民を対象とした児童福祉に関する相談窓口や活動の拠点となる機能	子どもを持つ世代が日々の子育てに必要なサービスを受けられることができる機能
	商業	日々の生活に必要な生鮮食料品、日用品等の購入ができる機能に加え、様々なニーズに対応した買い物等を提供する機能	日々の生活に必要な生鮮食料品、日用品等の購入ができる機能
	医療	日常的な診療を受けられることができる機能に加え、総合的な医療サービスを受けられることができる機能	日常的な診療を受けられることができる機能に加え、総合的な医療サービスを受けられることができる機能
	金融	決済や融資などの金融機能を提供する機能	決済や融資などの金融機能を提供する機能
	教育・文化	地域における教育・文化活動を支える機能に加え、市民を対象とした教育・文化活動の拠点となる機能	地域における教育・文化活動を支える機能
	宿泊	都市の魅力を高め、市民の交流や賑わいをもたらす機能	地域の魅力を高め、地域の交流や賑わいをもたらす機能

前述の考え方や必要とされる機能に基づき、以下の施設を「維持・誘導する都市機能施設」として設定します。

なお、維持・誘導の考え方は、次のとおりです。

- ・既に立地している維持・誘導する都市機能施設は、「維持」します。
- ・民間活力により新たな立地が期待される維持・誘導する都市機能施設は、「誘導」します。

表 5.2.2 維持・誘導する都市機能施設

機 能	維持・誘導する都市機能施設	都市拠点	地域拠点	
		美祢	秋芳	美東
行 政	本庁	○	—	—
	総合支所	—	○	○
	消防防災センター	○	—	—
	県施設	○	—	—
福 祉	総合福祉施設	○	○	○
	地域包括支援センター	○	○	※
	高齢者福祉施設	○	○	○
	保健センター	○	○	○
子育て支援	保育所	○	○	○
	認定こども園	○	—	—
	児童クラブ	○	○	○
	病児保育施設	○	—	—
商 業	大規模小売店舗	○	—	—
	上記以外の小売店舗等	○	○	○
医 療	病院	○	※	○
	救急医療病院	○	※	○
	診療所	○	○	○
金 融	銀行・信用金庫等の金融機関	○	○	○
	A T M	○	○	○
教育・文化	小中学校	○	○	○
	高等学校	○	—	—
	図書館、文化施設	○	○	○
	公民館、生涯学習施設等	○	○	○
宿 泊	宿泊施設	○	○	○

※印は、他の地域拠点に立地する都市機能施設のサービス圏域にあることを示しております。

表 5.2.3 維持・誘導する都市機能施設の概要

機 能	維持・誘導する 都市機能施設	概 要
行 政	本庁	日常生活を営む上で必要となる行政窓口機能や中核的な行政機能を担う施設
	総合支所	
	消防防災センター	
	県施設	
福 祉	総合福祉施設	総合的な福祉に関する窓口を担う施設 (福祉事務所、社会福祉協議会等)
	地域包括支援センター	同左
	高齢者福祉施設	高齢者等の自立した日常生活を支え、又はその能力に応じ、必要なサービスを受けることができる施設
	保健センター	同左
子育て支援	保育所	保育を必要とする乳児又は幼児を保育し、心身の健全な発達を図るための施設
	認定こども園	認定こども園の基準を満たす施設
	児童クラブ	保護者が就労等により昼間家庭にいない児童の健全な育成を図るための施設
	病児保育施設	同左
商 業	大規模小売店舗	店舗面積が 1,000 平方メートルを超える大規模小売店舗
	上記以外の小売店舗等	空き店舗対策事業（美祢あきない活性化応援事業）の対象産業のうち、小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業、教育・学習支援業を営む店舗
医 療	病院	市民の健康保持に必要な医療サービスを提供するための施設 (市立病院、市立美東病院等)
	救急医療病院	
	診療所	
金 融	銀行・信用金庫等の金融機関	同左（窓口、ATM）
	ATM	
教育・文化	小中学校	同左
	高等学校	同左
	図書館、文化施設	文化・芸術活動のために使用される施設 (図書館、市民会館等)
	公民館、生涯学習施設等	社会教育の推進や生涯にわたって学習等を行うための施設 勤労者の福祉の増進と教養文化の向上を図るための施設 (公民館、来福センター、勤労青少年ホーム、勤労福祉会館、勤労者総合福祉センター等)
宿 泊	宿泊施設	旅館、ホテル、簡易宿所

※法令又は個別計画に準拠し、施設立地が可能なものに限りです。

第6章

都市機能を維持・誘導するために市が行う施策と目標指標

6-1 市が行う施策

都市・地域拠点の活性化に向けて市が行う施策は、都市づくりの方針や集約型都市構造形成の方針を踏まえ、美祢市基本計画及び美祢市総合戦略に基づき設定します。

(1) 生活利便性の確保の方針

美祢市基本計画 (令和2(2020)年3月)	美祢市総合戦略 (令和2(2020)年3月)
<ul style="list-style-type: none"> ○文化活動拠点施設の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・文化活動の発表や鑑賞の場の機能整備 ○商工業の活性化 <ul style="list-style-type: none"> ・新たなビジネスマッチングの促進などによる市内商工業者の振興・育成 ○事業承継等の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・就業への魅力PR、マッチング支援、国・県・専門家や金融機関などとの連携 ○商工業団体等の機能強化 <ul style="list-style-type: none"> ・商工会などの機能強化、融資制度の利用促進、市内商工業者の連携強化、商工団体と多様な主体の連携により賑わいの空間づくりの検討 ○起業家などへの支援・育成 <ul style="list-style-type: none"> ・新規創業や空き店舗・空きスペースを活用して開業する起業家などへの支援 ○企業誘致活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・産業の活性化と若者の雇用の場の確保に向けた企業誘致活動 ○労働者の福利厚生や教養文化の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・勤労者福祉施設の充実と利用促進 ○子育て支援環境の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・地域子育て支援拠点の充実 ○幼児教育・保育環境の充実・整備 <ul style="list-style-type: none"> ・教育・保育のサービス提供体制の充実 ○教育環境の整備・充実 <ul style="list-style-type: none"> ・学校施設の整備や通学支援による安全で安心な教育環境の充実 ○高校教育の振興 <ul style="list-style-type: none"> ・魅力ある高校教育の振興 ○生涯学習の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・各種講座・教室等の開催、市民の経験や知識を活かした活動の場づくり ○図書館機能の整備・充実 <ul style="list-style-type: none"> ・図書館機能の充実 ○相談支援体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・総合的な相談体制などの仕組みづくりの推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○地元企業の活性化・人材育成への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・雇用安定化への支援、新たな事業連携やビジネスチャンスの機会創出 ○事業所誘致の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・空き店舗等未利用施設への事業所誘致 ○起業等支援の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・起業・創業・事業承継の支援 ○子育て世代の負担軽減 <ul style="list-style-type: none"> ・子育て世代への総合的支援 ○子育てが楽しい環境づくり <ul style="list-style-type: none"> ・子育てすることが楽しいと思える環境と支援体制の整備 ○地域包括ケアシステムの深化・推進 <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケアシステムの深化・推進 ○都市拠点・地域拠点と地域のネットワーク化による利便性の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・生活サービス機能や居住の維持・誘導による集約型都市構造形成 ○高校・大学や企業等との連携と協働によるまちづくり <ul style="list-style-type: none"> ・高校・大学や企業等と連携や国が進める人材育成支援などを活用し、地域の課題解決を図るなど住みよいまちづくりやコミュニティを形成 <p style="text-align: right;">など</p>

美祢市基本計画 (令和2(2020)年3月)	美祢市総合戦略 (令和2(2020)年3月)
<ul style="list-style-type: none"> ○地域包括ケアシステムの深化・推進 <ul style="list-style-type: none"> ・地域包括支援センターを核として在宅医療と介護の連携強化、生活支援体制の整備、認知症施策の推進 ○介護保険サービスの充実及び質の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・質の高い介護サービスの提供体制の整備 ○高齢者福祉サービスの充実 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が在宅生活を継続できるよう各種サービス提供 ○医療提供体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・医療を安定的・継続的に提供するとともに医療従事者の育成・確保の推進、二次保健医療圏内での連携強化、地域医療介護総合確保に向けた取組の推進 ○救急医療の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・迅速で適切な救急体制の構築 ○集約型都市構造の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・公的不動産等を活用した都市機能等の維持・誘導 ○公共資産の適正運用 <ul style="list-style-type: none"> ・保有する土地・建物を公共・公益的な目的を踏まえ、資産価値を最大限に引き出す活用の実施 <p style="text-align: right;">など</p>	

(2) 人口減少の抑制の方針

美祢市基本計画 (令和2(2020)年3月)	美祢市総合戦略 (令和2(2020)年3月)
<ul style="list-style-type: none"> ○住環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・住宅団地の販売促進、耐震化の促進 ○空き家対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・空き家等情報バンク等の利活用による空き家等の発生の抑制 ○定住施策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・移住・定住促進に係る受入体制の充実 ○市営住宅などの整備 <ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅の建替え・改善・解体等の計画的推進 ○公園・緑地の整備と景観の保持 <ul style="list-style-type: none"> ・自然・市街地の景観の保全整備 ○防災意識の普及・啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・防災訓練の計画・実施、自主防災組織の活動促進や高齢者等への災害時の基礎知識醸成 ○災害対応力の充実・強化 <ul style="list-style-type: none"> ・電子メールや衛星電話、J-ALERTなどを活用し災害時の情報伝達手段を多様化、災害時の協力体制の構築 ○防災拠点の整備・体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・防災拠点の体制・機能の充実 ○集約型都市構造の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・公的不動産等を活用した都市機能等の維持・誘導 ○都市基盤施設の整備・充実 <ul style="list-style-type: none"> ・街路などの都市インフラの整備 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○PR・プロモーションの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・移住希望者等への情報発信 ○定住支援・移住環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・若者・子育て世帯等への定住支援 ○防犯・防災対策の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・地域防災環境の整備 ○都市拠点・地域拠点と地域のネットワーク化による利便性の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・生活サービス機能や居住の維持・誘導による集約型都市構造形成 <p style="text-align: right;">など</p>

(3) 公共交通ネットワークの構築の方針

美祿市基本計画 (令和2(2020)年3月)	美祿市総合戦略 (令和2(2020)年3月)
<ul style="list-style-type: none"> ○都市基盤施設の整備・充実 <ul style="list-style-type: none"> ・街路など都市インフラの整備推進 ○道路網の整備・充実 <ul style="list-style-type: none"> ・計画的な道路整備 ○高齢化社会に向けた整備・充実 <ul style="list-style-type: none"> ・不便のない快適な交通網の整備・充実 ○地域公共交通網の活性化 <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通の利用促進 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○都市拠点・地域拠点と地域のネットワーク化による利便性の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通網の再構成をはじめとする周辺を含めた交通ネットワークの形成 ○公共交通機関の利用促進 <ul style="list-style-type: none"> ・JR 美祿線の利用促進、バス利用の乗り継ぎなど二次交通の充実 <p style="text-align: right;">など</p>

(4) 都市経営の安定化の方針

美祿市基本計画 (令和2(2020)年3月)	美祿市総合戦略 (令和2(2020)年3月)
<ul style="list-style-type: none"> ○行財政改革の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率化と見直し ○安定した財政運営 <ul style="list-style-type: none"> ・経営感覚を高めた持続可能な財政運営と新たな自主財源の確保 ○公共施設の管理と充実 <ul style="list-style-type: none"> ・施設の機能強化、複合化、ICT への対応などによる市民の利便性向上 ○公共資産の適正運用 <ul style="list-style-type: none"> ・保有する土地・建物を公共・公益的な目的を踏まえ、資産価値を最大限に引き出す活用の実施 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○公共施設の適正化と地域コミュニティの拠点づくり <ul style="list-style-type: none"> ・人口規模に合った適正化により公共施設の利便性向上 <p style="text-align: right;">など</p>

6-2 目標指標

本計画を進行管理するための目標指標を以下のとおり設定します。

表 6.2.1 目標指標

目標指標	現 状	目 標 令和 18 (2036) 年度
維持・誘導する都市機能施設の立地数 (建替えを含む)	—	8

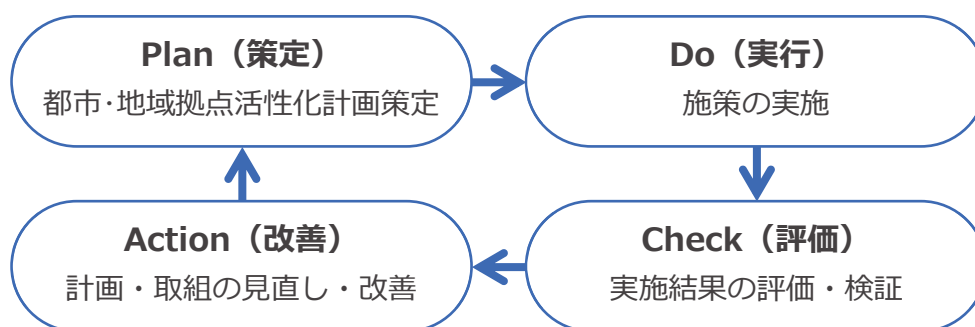
第7章

計画の進行管理と見直し

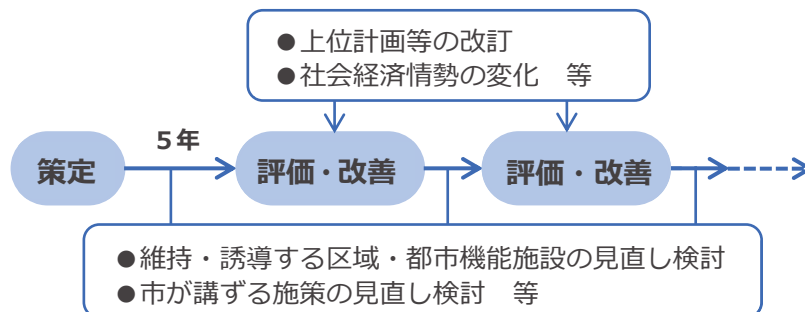
本計画の目標年度は、美祢市都市計画マスタープランと同様の令和 18（2036）年度であり、計画期間が長期間に及ぶことから、社会経済情勢の変化等に対応しながら、次のような考え方に基づき、適切な進行管理と柔軟な見直しを行います。

<基本的な考え方>

- Plan（策定）・Do（実行）・Check（評価）・Action（改善）の PDCA サイクルの考え方にに基づき、適切な進行管理を実施。



<Check（評価）の実施>



<Action（改善）の実施>

- 「美祢市総合計画」や、「美祢市都市計画マスタープラン」等の上位計画に即して策定していることから、原則としてこれら上位計画の改訂に合わせた見直し・改定を実施。
- 上記以外に、概ね5年ごとに実施される国勢調査や都市計画基礎調査及びこれらを根拠とする将来予測等を踏まえ、必要に応じて見直しを実施。